

※ 本書類は、リースを利用した補助事業であって、リース契約に工事費用が含まれない場合に提出するものです。
共同事業者（工事発注者）と工事請負契約を締結した施工事業者が作成して、
窓リノベ事業者（リース事業者）が交付申請（予約を含む）時に提出してください。

作成日： 2026 年 〇 月 △ 日

施工業者名	〇〇工務店（株）	会社印 店株式 〇〇工務	
代表者氏名	施工 一郎		
所在地	〒100-×××× 東京都 千代田区 △△町 1-1-1		
電話番号	03-△△△△-××××		

以下、対象工事について、次の事項に同意し、工事を行ったことを証明いたします。

＜対象工事の情報＞

対象建物の 所在地	〒100-×××× 東京都 港区 △△町 1-1-1		
共同事業者 (工事発注者)	注文 太郎	窓リノベ事業者 (リース事業者)	窓リース株式会社

工事請負契約の 締結日*1	2026 年 〇 月 △ 日	工事着手日*2	2026 年 〇 月 △ 日	引渡日*3	2026 年 〇 月 △ 日
------------------	----------------	---------	----------------	-------	----------------

*1 原契約の締結日を記入（変更契約は不可）

*2 2025年11月28日以降に着手する工事が対象

*3 予約の場合は予定

＜宣誓事項＞

- 窓リノベ事業者（以下、甲）及び施主（以下、乙）が締結する「先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約」（以下、「規約」という。）の内容を確認し、その趣旨を理解した。
- 規約第1条に同意すること。
- 規約第2条第1項①②に該当しないこと。
- 規約第2条第2項に反する工事ではないこと。
- 規約第6条第1項及び第2項に該当することで補助金の交付を受けられない場合を想定し、甲及び乙と損失等の負担の範囲とその方法について誠実に協議を行うこと。
- 「事業者登録規約（先進的窓リノベ2026事業）」（以下、「登録規約」という。）の制限を受けた事業者には該当しないこと。
- 不適切な行為があった場合、登録規約第10条より制限を受ける可能性があること。

* 先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約： https://window-renovation2026.env.go.jp/assets/doc/mado_youshiki_3.pdf

* 事業者登録規約（先進的窓リノベ2026事業）： https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/assets/doc/mado_touroku_kiyaku.pdf

以上

＜注意事項＞

- 本書類に署名する施工業者の代表者は、必ずしも施工業者の代表取締役である必要はありません。
- 本書類に署名する施工業者が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。法人である場合は押印が必要です。
- 予約時に記載した引渡予定日に変更が生じた場合は、交付申請時に申請ポータル上で引渡日を修正ください（本書類の再提出は不要）